

建建監 第 9 号

令和7年7月29日

京 都 府 建 設 業 協 会 京 都 支 部 様

京都市建設局長 田中 伸弥

〔 担 当 建設企画部監理検査課 〕

京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領の策定について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、昨年度に試行した書類限定検査を経て、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」を別紙1のとおり策定しましたので、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしくお願いいたします。

京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領

1 目的

京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領に基づく工事（以下「限定型工事」という。）は、検査時（完成・既済部分・中間）に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員の重複確認の一部を廃止して、より一層の検査の効率化を図るものである。

2 対象工事の条件

次の要件にすべて該当する場合を対象とする。

また、既に発注済みの工事については、受発注者の協議により試行できるものとする。

(1) 土木A等級、土木B等級、舗装A等級及び造園A等級が実施する工事

(2) 受注者から希望があり発注者から承諾を得たもの

ただし、以下の工事については対象外とする。

ア 低入札価格調査の対象となった工事

イ 当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合
（工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照）

3 実施内容

(1) 書類検査

検査職員は、検査時に下記の8分類（対象書類は別紙参照）に限定して書類検査を行う。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び 品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※上記の8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

(2) 調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

4 実施方法

(1) 限定型工事である旨を特記仕様書に記載する。

(2) 受注者が限定型工事の検査を希望する場合には、打合せ簿（協議）を提出し、発注者から承諾を得るものとする。

(3) 検査職員は、検査上、特別な事由がある場合に、上記8分類以外の追加書類の提出について、監督職員を通じて受注者に通知する。

(4) 監督職員から検査職員への検査書類の提出は、検査の1開庁日前の午前中までとする。

なお、受験課が提出する書類（検査調書関係等）及び施工計画書の提出は、3開庁日前とする。

【特記仕様書記載例】

(京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行)

- 1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領（令和7年7月）」に基づく対象工事として、検査を試行することができる。
- 2 工事の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の8分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び 品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1) 上記8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2) 検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3) 以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

ア 低入札価格調査の対象となった工事

イ 当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合
(工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照)

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記8分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

5 留意事項

- (1) 監督職員及び受注者が作成する検査書類は従来どおりとする。
- (2) 発注者は、特別な事由がある場合に上記以外の書類に関しても検査の対象とすることができるものとする。

6 附則

この要領は、令和7年9月以降の検査から施行する。

限定型工事の書類検査対象書類

分類		提出書類	対象書類
1	契約関係	☐ 現場代理人等通知書・変更通知書及び経歴書	
		☐ 工事工程表	
		☐ 請負代金内訳書	
		☐ 工事保険等の証券(写)	
		☐ 建退共掛金収納書	
		☐ 建退共証紙受払資料	
		☐ 完成通知書	
		☐ 総合評価 技術提案一覧表	
2	施工体制	☐ CORINS登録内容確認書	
		☐ 施工体制台帳及び添付資料	●
		☐ 施工体系図	●
3	建設副産物	☐ 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	
		☐ 建り法に関する「説明書(12条様式)」	
		☐ 同「分別解体の方法等(13条様式)」	
		☐ 建設廃棄物処理委託契約書(写)	
		☐ 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト又は電子マニフェスト)	
		☐ 建設副産物の受入確認書、集計表(運搬管理表)	
		☐ 建設副産物の伝票	
		☐ 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書	
		☐ 建り法に関する「再資源化等報告書(18条様式)」	
4	施工計画	☐ 施工計画書	●
		☐ 設計図書の照査確認資料	●
5	履行報告等	☐ 工事履行報告書	
		☐ 工事月報	
		☐ 夜間・休日作業届出	
		☐ 交通誘導員の集計表	
		☐ 交通誘導員の日報	
6	工事材料資料の提出	☐ 工事材料資料の確認及び品質規格証明書類	●
	材料確認書	☐ 材料確認書	
7	品質管理	☐ 品質管理記録	●
		☐ 品質管理図表(ばらつき判定実施時のみ)	●
8	段階確認書、立会願	☐ 段階確認書	
		☐ 立会願	
9	出来形図書	☐ 工種ごとの出来形数量計算書	
		☐ 出来形成果表	●
		☐ 出来形数量総括表(一部の材料納品数量集計表を含む)	
		☐ 出来形管理図表(ばらつき判定実施時のみ)	●
		☐ 出来形図	●
10	打合せ簿	☐ 打合せ簿一覧表	●
		☐ 打合せ簿	●※ (承諾、協議、提出)
11	納品伝票	☐ 納品数量一覧表、納品伝票	
12	工事写真	☐ 工事写真	●
13	安全管理	☐ 安全教育・訓練の記録	
14	電子納品	☐ 事前協議チェックシート	
		☐ 電子成果品	●
		☐ 電子媒体納品書	
		☐ チェックシステム結果	●
15	その他	☐ 創意工夫等	

※) 打合せ簿(承諾、協議、提出)のうち、書類限定検査に該当しない分類の書類(例: 契約関係、建設副産物等)は対象外とする。